

## 暫定措置

第1条 認定医を受ける者は次の各号をすべて満すことを要する。

1. 日本国歯科医師または医師の免許を有し、良識ある人格を有する者。
2. 引き続き2年以上学会会員である者。
3. 2年以上口腔内科学に必要とされる歯科医療に従事すること又は同等以上の経歴を有すると認められること。
4. 本学会が主催する学術大会を含み、口腔医学あるいは口腔医療に関する発表を筆頭者として1題以上

第2条 専門医を受ける者は次の各号をすべて満すことを要する。

1. 日本国歯科医師または医師の免許を有し、良識ある人格を有する者。
2. 引き続き5年以上学会会員である者。
3. 5年以上口腔内科学に必要とされる歯科医療に従事すること又は同等以上の経歴を有すると認められること。
4. 本学会の認定医を有する者もしくは日本歯科医学会または日本医学会の専門分科会及び認定分科会の専門医、指導医いずれかを有する者。
5. 本学会が主催する学術大会を含み、口腔医学あるいは口腔医療に関する発表を5題以上
6. 口腔医学に関する論文を3編以上（筆頭者として1編以上）

第3条 指導医を受ける者は次の各号をすべて満すことを要する。

1. 日本国歯科医師または医師の免許を有し、良識ある人格を有する者。
2. 引き続き10年以上学会会員である者。
3. 10年以上口腔内科学に必要とされる歯科医療に従事すること又は同等以上の経歴を有すると認められること。
4. 本学会の専門医を有する者もしくは日本歯科医学会または日本医学会の専門分科会及び認定分科会の指導医を有する者。
5. 本学会が主催する学術大会を含み、口腔医学あるいは口腔医療に関する発表を10題以上
6. 口腔医学に関する論文を5編以上（筆頭者として1編以上）
7. 前項の規定にかかわらず、認定医委員会が認める者または、本学会代議員、大学病院・総合病院診療科科长、それに準ずる者は指導医の申請をすることができる。

第4条 暫定期間において、認定医を受ける者は、申請審査料を添えて、次の各号の審査書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 認定医申請書
2. 履歴書
3. 歯科医師または医師免許の写し
4. 会員歴証明書
5. 口腔医学に関する基礎・臨床業績目録
6. 日本歯科医学会または日本医学会の専門分科会及び認定分科会の認定医、専門医、指導医認定証の写し

第5条 暫定期間において、専門医を受ける者は、申請審査料を添えて、次の各号の審査書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医申請書
2. 履歴書
3. 歯科医師または医師免許の写し
4. 会員歴証明書
5. 口腔医学に関する基礎・臨床業績目録
6. 日本歯科医学会または日本医学会の専門分科会及び認定分科会の認定医、専門医、指導医認定証の写し

第6条 暫定期間において、指導医を受ける者は、申請審査料を添えて、次の各号の審査書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医申請書
2. 履歴書
3. 歯科医師または医師免許の写し
4. 会員歴証明書
5. 口腔医学に関する基礎・臨床業績目録
6. 日本歯科医学会または日本医学会の専門分科会及び認定分科会の指導医認定証の写し

第7条 暫定期間において、研修施設を申請する場合には、申請審査料を添えて、次の各号の審査書類を認定委員会に提出しなければならない。

1. 研修機関指定申請書
2. 研修機関内容証明書  
(日本口腔内科学会認定医、専門医ならびに指導医制度規則第9条2の大学病院、総合病院を除く施設)
3. 指導医勤務証明書
4. 指導医認定証の写し

第8条 暫定期間において認定医試験審査は書類審査及び記述試験によるものとする。試験ならびにその結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第9条 暫定期間において専門医・指導医は書類審査によるものとする。その結果に基づく資格の判定は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第10条 本制度発足当初の指導医は、理事会において認定した者とする。

第11条 認定を受けた者は登録料を添えて登録申請を行う。学会は審査に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに学会総会で報告され、日本口腔内科学会誌もしくは学会ホームページにおいて公表される。

第12条 この暫定措置は認定医制度規則第25条に規定されている期間に限り運用される。

第13条 この暫定措置の変更は認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付則

本制度は平成30年10月1日から施行する。